

3.5.2 特定建築材料以外の建築材料の石綿有無の判定

特定建築材料以外の建築材料には、成形板やその他工作物に使われている材料がある。これらに石綿が含まれているか否かを以下により判定する。

3.5.2.1 成形板

(1) 製造期間と商品による判定

石綿含有成形板に関しては、労働安全衛生法第55条に基づく製造等の禁止が2004年（平成16年）10月1日からであり、また、石綿代替化材料と同時並行的に販売されている場合もあるため、平成16年10月以前の窯業系建築材料には石綿が含有されている可能性が高いと判断すべきであるが、その目安として、表3.15（吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材は除く。）を示す。なお、石綿含有成形板の商品名は付録1）を参照のこと。

(2) 分析調査による判定

「成形板」に関しては各種あって、表面が化粧されている場合や、最近まで製造されたものもあり、作業現場での判別ができないので、原則として分析調査を行う。なお、平成元年から平成7年までは石綿含有率が5重量%を超えて、平成7年から平成16年に石綿含有率が1重量%を超えて生産された石綿含有建材には、一枚一枚の建材の裏側に石綿(asbestos)を含有している意味で「a」マーク表示がされているので、現場で確認すること。

ア 試料採取方法

付録2，2.3.1 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の留意事項（5）による。

イ 分析

付録2，2.4 JIS A 1481-1,2,3（平成26年3月28日制定）による建材製品中の石綿含有率測定方法の概要により行う。

表 3.15 石綿含有成形板の例

石綿含有建築材料一般名	石綿の種類	石綿使用時期
石綿含有スレート波板	クリソタイル ^(注1)	～2004年
石綿含有スレートボード	クリソタイル ^(注2)	～2004年
石綿含有けい酸カルシウム板第一種	クリソタイル，アモサイト	～2004年
石綿含有押出成形品	クリソタイル	～2004年
石綿含有バルブセメント板	クリソタイル	～2004年
石綿含有スラグせっこう板	クリソタイル	～2004年
石綿含有サイディング	クリソタイル	～2004年
石綿含有住宅屋根用化粧スレート	クリソタイル	～2004年
石綿含有ロックウール吸音天井板	クリソタイル	～1987年
石綿含有せっこうボード	クリソタイル	～1986年
石綿含有セメント円筒	クリソタイル	～2004年
石綿含有フリーアクセスフロア	クリソタイル	～1988年
石綿含有ビニル床タイル	クリソタイル ^(注3)	～1988年

(注1) 石綿含有スレート波板のごく一部にはクロシドライト（2社のみ、1970～1982年）及びアモサイト（1社のみ、1975～1986年）を使用されていた。

(注2) 石綿含有スレートボードのごく一部にはアモサイト（2社のみ、1978～1985年）が使用されていた。

(注3) 石綿含有ビニル床タイルは、関連する工業会が解散しているため主要メーカー（3社）のみを調査した。なお、1社のみ、生産量は極めて少ないが、特殊用途（耐酸性）にトレモライトが使用されていた時期がある。

3.5.2.2 その他工作物に使われている石綿含有建材（製品）

表 3. 16 に示すような工作物に石綿含有建材（製品）が使用されている可能性があるが、石綿の有無が不明の場合は前述 3.5.2.1 (2)に基づき、分析調査を行い、石綿有無の確認をする。

表 3. 16 その他工作物に使われている石綿含有建材（製品）

工作物	石綿建材 製品の種類	使用時期	備考
水道管	石綿セメント管	1931 ~ 1985	
防油堤	ひも状石綿布	~ 2004	
トンネル	石綿含有パネル	~ 2004	トンネル内装材
	石綿含有塗布材		
	トンネル用押出成形セメント板	~ 2002	
	石綿含有スレートボード	~ 2004	
	石綿含有塗布材		
シールド	フレキシブルシート	~ 2004	
道路	石綿含有舗装	1970 ~ 1980	試験舗装
	石綿含有スレートボード	~ 2004	遮音壁
鉄道	石綿含有スレート波板	~ 2004	鉄道駅舎棟
	石綿含有スレートボード	~ 2004	遮音壁
	目地材石綿シート	~ 1965	
プラント, ボイラー	石綿含有ガスケット (石綿含有ジョイントシール)	~ 2006	一部は例外的に 2012 まで使用
	石綿紡織品 (グランドパッキン, 石綿布)	~ 2006	一部は例外的に 2011 まで使用

3.6 事前調査の結果の発注者への説明・掲示・届出

事前調査の結果、特定建築材料の使用された建築物であることが判明し、それを解体、改造・補修することにより石綿の飛散等のおそれがある場合は発注者又は自主施工者が都道府県知事等に届出をしなければならぬ。

しかし、3.4に示すように、事前調査は元請業者又は自主施工者が行うこととされているため、元請業者は、当該工事が特定工事に該当するか否かの調査結果を発注者に書面で説明することが義務付けられている。なお、特定工事に該当する場合には、本節に示す届出の内容を含めて説明しなければならない。

さらに、元請業者又は自主施工者は、事前調査結果の内容を公衆に見やすいように掲示するとともに、大気汚染防止法（大防法）に基づく作業基準にしたがって処理を行わなければならない。（図 3.10）

なお、労働安全衛生法（安衛法）においても届出が必要であり、大防法と安衛法の関係を表 3.17 に示す。

表 3.17 大防法と安衛法の届出要件の整理表

作業名	大防法	安衛法
届出者	発注者	施工者
解体／改造・補修	○	○ ^(注1)
封じ込め	○	○ ^(注2)
囲い込み	○	○ ^(注2)

○：適用

(注 1) 安衛法では耐火・準耐火建築物での石綿含有吹付け材の除去は安衛法第88条の4に基づく計画の届出を、耐火・準耐火建築物以外の石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の除去は石綿障害予防規程第5条に基づく作業の届出を行う。

(注 2) 石綿障害予防規程第10条第1項（吹き付けられた石綿等又は石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材が劣化・損傷等によりその粉じんを飛散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるとき）に基づきに行う封じ込め又は囲い込み作業に適用される。

これらの手順の一例を示すと次のようになる。

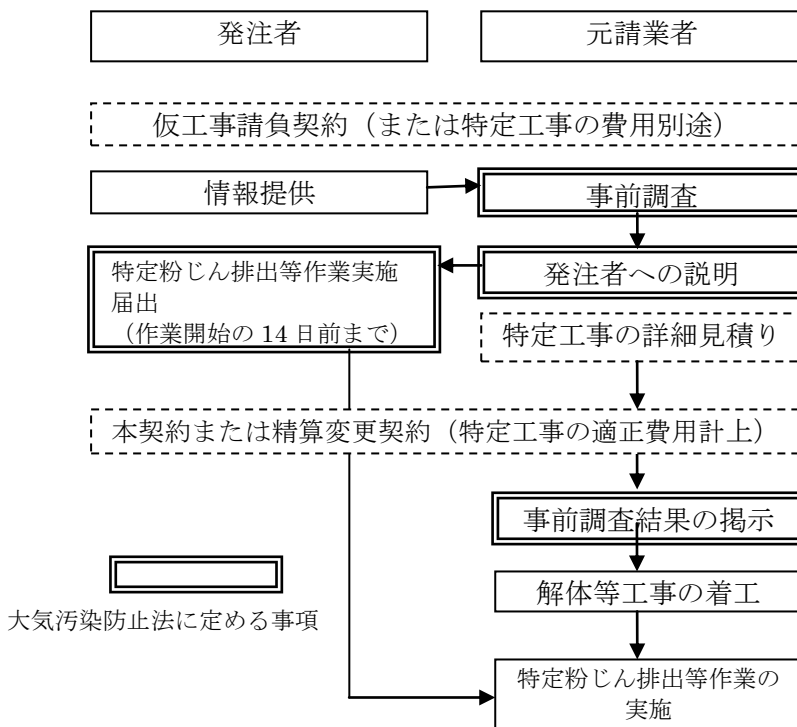


図 3.10 特定粉じん排出等作業を伴う工事の手順例

3.6.1 発注者への説明

元請業者は、事前調査を実施した後、その結果について、施行規則に定める次の事項を発注者に書面にて説明しなければならない。

- ① 調査を終了した年月日
- ② 調査の方法
- ③ 調査の結果

また、事前調査の結果、特定建築材料が使用されており、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）となる場合には、次の事項についても書面で説明する必要がある。

- ① 特定粉じん排出等作業の種類
- ② 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ③ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ④ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑤ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑦ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑧ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3.6.2 大防法の届出先

特定工事の発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、3.6.3に掲げる事項を都道府県知事（政令により委任されている市については、市長）に届け出なければならない（第2章参照）。また、都道府県によっては、保健所や地方事務所等において届出の受付を行っている場合があるほか、条例により、届出の受理権限等が政令市以外の市の長に委任されている場合もある。

なお、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合については、14日前までという制限はないが、速やかに届け出る必要がある。

【参考】

都道府県，大気汚染防止法の政令市及び条例委任市（都道府県知事から届出の受理その他の事務を委任されている市：施行令第13条第2項，第3項，第4項及び第5項並びに条例）

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

北海道 札幌市，函館市，小樽市，旭川市，室蘭市，苫小牧市，北斗市

青森県 青森市

岩手県 盛岡市，宮古市，花巻市，北上市

宮城県 仙台市

秋田県 秋田市

山形県

福島県 郡山市，いわき市

茨城県 古河市，笠間市，ひたちなか市，筑西市

栃木県 宇都宮市，栃木県内全市町（宇都宮市を除く）

群馬県 前橋市，高崎市

埼玉県 さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，所沢市，春日部市，上尾市，草加市，越谷市

千葉県 千葉市，市川市，船橋市，松戸市，柏市，市原市

東京都 八王子市，特別区，東京都内全市（八王子市を除く）

神奈川県 横浜市，川崎市，横須賀市，平塚市，藤沢市，相模原市

新潟県 新潟市

富山県 富山市

石川県 金沢市

福井県

山梨県

長野県 長野市

岐阜県 岐阜市

静岡県 静岡市，浜松市，沼津市，富士市

愛知県 名古屋市，豊橋市，岡崎市，豊田市

三重県 四日市市

滋賀県 大津市

京都府 京都市

大阪府 大阪市，堺市，岸和田市，豊中市，池田市，吹田市，泉大津市，高槻市，貝塚市，枚方市，

茨木市，八尾市，富田林市，河内長野市，松原市，箕面市，東大阪市，大阪狭山市，阪南

市，豊能町，能勢町，忠岡町，太子町，河南町，千早赤阪村

兵庫県 神戸市，姫路市，尼崎市，明石市，西宮市，加古川市

奈良県 奈良市

和歌山県 和歌山市

鳥取県

島根県

岡山県 岡山市，倉敷市，新見市

広島県 広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

山口県 下関市

徳島県

香川県 高松市

愛媛県 松山市

高知県 高知市

福岡県 北九州市, 福岡市, 大牟田市, 久留米市

佐賀県

長崎県 長崎市, 佐世保市

熊本県 熊本市

大分県 大分市

宮崎県 宮崎市

鹿児島県 鹿児島市

沖縄県 那覇市

※下線は、工場に係るものを含む届出先となる都道府県，指定都市若しくは中核市又は条例委任市

※下線なしは、工場に係るものを除く届出先となる大気汚染防止法の政令市又は条例委任市

※波線は、延べ面積が500m²未満の建築物及び築造面積が500m²未満の工作物の届出先となる条例委任市。ただし東京都内全市（八王子市を除く）については延べ面積2,000m²未満の建築物が届出対象となる。

3.6.3 届け出るべき事項

以下の事項について届け出る必要がある。これらについては、届出書の様式が定められており、その様式に記入し、届ける（様式については、「本編第2章2.5.事業者による作業の実施の届出」を参照）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 特定工事の場所
- ④ 特定粉じん排出等作業の種類
- ⑤ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類，その使用箇所及び使用面積
- ⑦ 特定粉じん排出等作業の方法

上記届出には、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他施行規則に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

【添付書類例】

1. 工事概要（例）

(1) 工事名称

品川〇〇ビル模様替工事

(2) 工事場所

東京都港区〇〇 1 丁目 2 番 3 号

(3) 工事期間

自 平成 18 年 1 月 27 日 — 至 平成 18 年 2 月 3 日

(4) 工事内容

〇〇ビル模様替工事内オフィスビル吹付石綿除去工事

(5) 元請業者

排出業者 〇〇建設株式会社 東京支店

〇〇作業所

東京都港区〇〇 1 丁目 2 番 3 号

連絡先

TEL 03 -

石綿除去工事業者

(6) 工程表

工程表は別紙 - 1 を参照

(7) 施工範囲図

施工範囲図は別紙 - 2 を参照

(8) 石綿材除去数量

吹付石綿除去工事数量

石綿使用場所及び部位		石綿使用数量 (m ²)		石綿の種類
① 14 階 オフィスビル	壁	616.3	m ²	クリソタイル
合計		616.3	m ²	

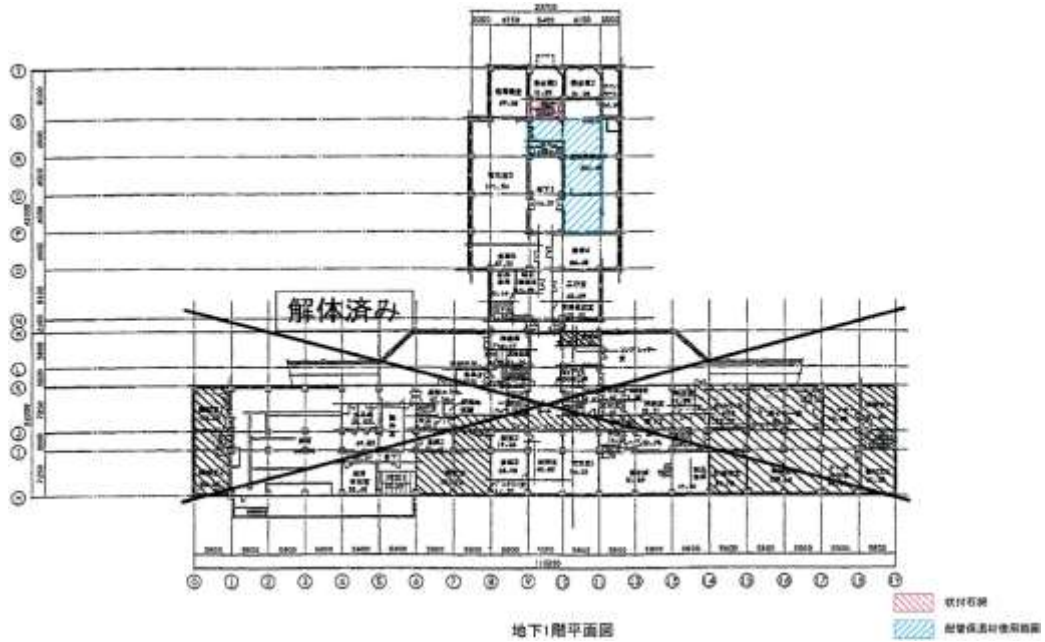
2. 工程表 (例)

品川〇〇ビル模様替工事

工程表

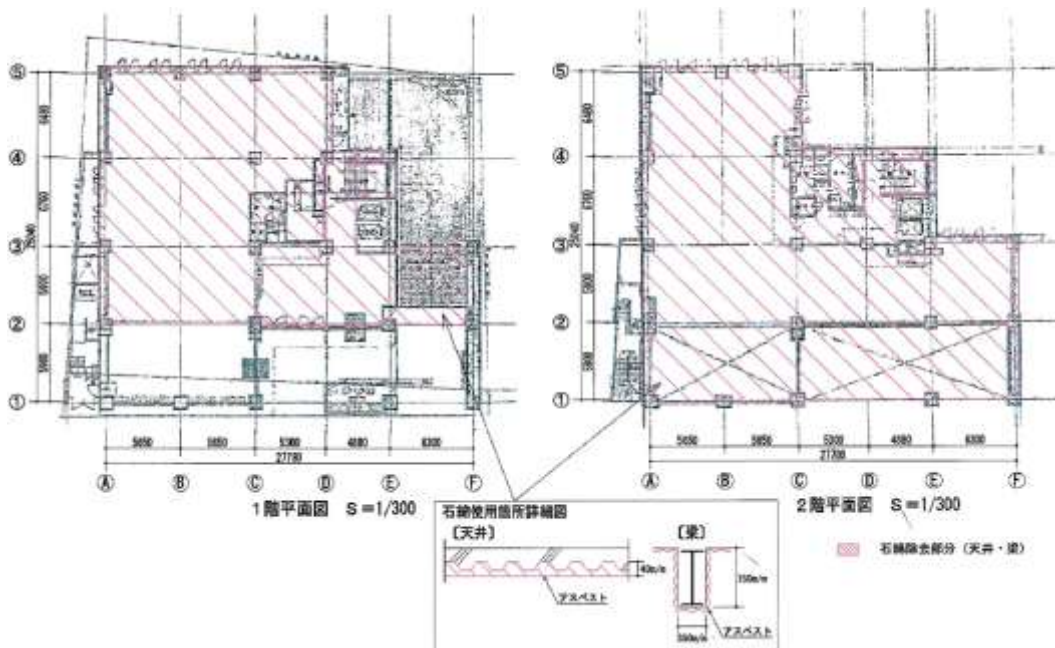
	6月												7月												8月											
	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23											
養生他	大教室・2階廊下通路養生												大教室・2階廊下通路養生撤去												大教室・2階廊下通路養生撤去											
仮設工事	話所・事務所・4階トイレ・廊下・3階通用口養生												話所・事務所・4階トイレ・廊下・3階通用口養生												話所・事務所・4階トイレ・廊下・3階通用口養生撤去											
	足場材搬入												足場材搬入												復電準備											
仮設足場	機械室足場組立												機械室足場組立												発電機室足場解体											
	発電機室足場組立												発電機室足場組立												発電機室足場解体											
機械室	隔離養生												隔離養生												仮設電気設備撤去											
	電気室足場組立												電気室足場組立												電機室足場解体											
発電室	除去作業												除去作業												足場材搬出											
	除去作業												除去作業												足場材搬出											
電気室	隔離養生												隔離養生												ガラスウール貼り											
	隔離養生												隔離養生												ガラスウール貼り											
除去作業	除去作業												除去作業												除去作業											
ガラスウール貼り	ガラスウール貼り												ガラスウール貼り												ガラスウール貼り											

施工範囲図



さらに、届出書様式の備考 1 等の規定により、以下の図面を添付する必要がある。

- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図（主要寸法、特定建築材料使用箇所を記入）
- ・ 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入）



※これらは、必要な事項が記載されていれば 1つの図面としてもよい。

【参考】 労働安全衛生法に基づく届出に係る添付書類との対応

労働安全衛生法においては、吹付け石綿を除去する作業の実施に係る労働基準監督署長への届出義務が規定されており、労働安全衛生規則第91条第1項において、届出に添付すべき事項が以下のとおり規定されている。

- ① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

大気汚染防止法及び労働安全衛生法の添付書類の対応関係は、おおよそ以下のとおりである。

大気汚染防止法に規定する書類	→	労働安全衛生法に規定する書類
⑦ 特定粉じん排出等作業の対象となる四隣と建築物の配置図及び付近の状況	← (注 1)	① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
⑧ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	← (注 2)	⑥ 工程表 (+ ④及び⑤の図面又は書面)
⑬ 特定粉じん排出等作業の対象となる要を建築物の部分の見取図	← (注 3)	② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
⑭ 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図	← (注 4)	③ 工事用の機械、設備、建設物の配置を示す図面 ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

(注 1) 同じもので差し支えない。

(注 2) 特定粉じん排出等作業の工程が明示されている必要がある。

なお、「④工法の概要を示す図面」や「⑤労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」の中で工程について記載されていれば、それも該当する。

(注 3) 主要寸法及び特定建築材料使用個所が記入されている必要がある。

(注 4) 主要寸法、隔離された作業場の容量ならびに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置が記入されている必要がある。

表中の(注 1) — (注 4) について、脚注の条件が満たされていれば、労働安全衛生法に基づく添付書類の写しを大気汚染防止法に基づく書類とすることができる。

【参考】 石綿障害予防規則第 5 条に基づく届出に係る添付書類等届出の様式，期日，添付書類

	計画の届出	作業の届出
様式	安衛則関係様式第 21 号 「建設工事計画届」	石綿則関係様式 第 1 号 「建築物解体等作業届」記載例
届出期日	工事を開始する 14 日前まで	作業を開始するまで
添付書類等	1. 現場案内図 2. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 3. 石綿等の除去工事概要書 4. 事前調査結果 ※石綿等の種類，使用量，含有率等が明記されていること。 5. 当該作業に係る建設物等の概要を示す図面（平面図，立面図等） ※石綿等が吹き付けられている箇所及び隔離を行う場所が明記されていること。 6. 工事用の機械，設備，建設物等の配置等を示す図面 ※負圧除じん装置，汚染除去室等の位置及び構造を明確にすること。 7. 石綿等の除去方法を示す図面又は書面 8. 労働災害を防止するための方法等 ※隔離のための養生方法，湿潤方法，換気計画，作業環境測定計画等を明記すること。石綿作業主任者名，特別教育実施記録呼吸用保護具，保護衣等のカタログ 高所作業となる場合には足場計画，昇降設備等墜落防止措置，夏季においては熱中症対策を明確にすること。 9. 工程表（工事全体工程表及び石綿除去に係る工程表） ※養生，除去等の日程が明記されていること。	1. 現場案内図 2. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 3. 当該作業に係る建設物等の概要を示す図面（平面図，立面図等） ※除去する石綿等の箇所及び隔離又は立入禁止措置を行う場所が明記されていること。様式第 1 号の「石綿ばく露防止のための措置の概要」について i. 吹き付けられた石綿等の除去作業の作業場所の隔離（石綿則第 6 条） ii. 保温材等の除去作業の立入禁止措置その旨の表示（石綿則第 7 条） iii. 除去作業及び切断等の作業での湿潤化，呼吸用保護具及び作業衣，保護衣の使用（石綿則第 13 条，14 条） iv. 特別教育の実施（石綿則第 27 条） 等の必要な措置内容を具体的に記載して下さい。（別紙可）
備考	現場の状況等により上記以外に追加の図面等をお願いする場合がある。	

【出典】厚生労働省 HP より

3.6.4 事前調査結果の掲示

解体等工事を施工しようとする元請業者又は自主施工者は，事前調査の結果等について，施行規則に定める事項を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

この掲示は，当該解体等工事が特定工事に該当する，しないに関わらず，義務付けられているものであり，届出不要の場合にも掲示しなければならないことに留意する必要がある。

事前調査の結果は，石綿障害予防規則においても労働者向けの掲示が義務付けられている。また厚生労働省の「建築物等の解体等作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」では，事前調査結果の公衆向けの掲示が求められている。大気汚染防止法で定める事前調査結果の掲示は，大防法等の規定が遵守されていれば，これらの掲示と兼ねることは差支えない。

（3. 8. 2（2）除去作業実施の掲示等の情報開示・説明の項参照）